

2019年度 韓国国際交流財団 「韓国研究大学院給付奨学生」
学内募集要項〈新規及び継続〉

概要

本奨学金事業は、韓国国際交流財団と協定を締結している日本の9大学（東京大学、東京外国語大学、京都大学、九州大学、一橋大学、早稲田大学、慶応義塾大学、立命館大学、同志社大学）に在籍する大学院学生で人文科学・社会科学・芸術・文化の分野において「韓国研究」Korean Studies を専攻している者を対象に、募集を行うものである。

本学において、申請する学生は、下記により手続きを行うこと。

記

1. 申請資格（次の全てを満たす者）

- 1) 韓国国際交流財団の2019年度募集要項にある「申請資格」の全てを満たす者
- 2) 人文科学・社会科学・芸術・文化の分野（ただし翻訳・通訳除く）を専攻する者
- 3) **受給期間中（2019年4月～2020年3月）を通じて本学の修士・博士正規課程に在学中の者（休学者および休学予定者は対象外とする）。**
- 4) 日本に居住している者（日本国外で研究中の者は申請資格を持たない）。ただし、交換留学等で韓国や日本以外の国に居住する場合は、事前に韓国国際財団に連絡する。
- 5) 学業および研究遂行で韓国語の原書を活用できる程度の韓国語の能力をもつ者
- 6) 優れた学業成績をあげている者
- 7) 韓国に関係のある分野を研究し、韓国に関係のある学術論文や博士論文を書く予定の者

－韓国・朝鮮国籍を有している大学院学生は資格を持たない。ただし、韓国・朝鮮以外の国籍を有する韓国人、また韓国・朝鮮国籍の者でも韓国以外に永住権を保有している者（在日韓国人等）は資格を有する。採用通知を受領後、韓国・朝鮮国籍の者は、韓国国際財団宛に永住権を保持していることが確認できるものを提出する。

－自然科学、医学、工学、経営学修士を専攻する者、及び法科大学院に所属する者は資格を持たない。

－韓国国際交流財団から他の奨学金を受領している者、または他機関からの給付型奨学金を受領している者は資格を持たない。

2. 給付期間及び金額

給付期間：2019年4月～2020年3月

給付額（年額）：2019年4月時点で修士課程に在籍している者：70万円

2019年4月時点で博士課程に在籍している者：120万円

- ・ 奨学金は受給決定後に1年分を一括支給。
- ・ 授業料免除を受けた場合、授業料免除金額分を差し引いた奨学金が支給される。
- ・ 辞退した場合または受給資格を失った場合（1.申請資格を失った場合及び下記3点）、奨学金の返還が求められる。

- －奨学金受給期間中に韓国国際交流財団からの他の奨学金、または他機関からの給付型奨学金を受給するとき
 - －奨学金受給期間中に雇用されたとき
 - －韓国に関係のない学位論文を書くこととなったとき
- ・優秀者については、継続が認められる場合がある。ただし、継続にあたっては、再申請・再審査が必要となる。
- 修士課程学生は最大2年、博士課程学生は最大4年間の支援を受けることができる。

3. 受給者の義務

- 給付期間終了後、**一カ月以内**に研究活動報告書を提出すること。
- 学位取得後、修士論文または博士論文のコピーを提出すること。
- 給付期間終了後も含め、研究成果や学会進出状況など、財団からの要請があった際には、各自、随時財団へ報告すること。

4. 募集人数

若干名

5. 申請方法・提出書類

財団ウェブページ (<https://apply.kf.or.kr>) から ”2019 KF Fellowship for Graduate Studies in Japan ” の内容を十分確認のうえ、以下(1)及び(2)のとおり申請すること。

(1) 財団ウェブページ (<https://apply.kf.or.kr>) からオンラインで提出するもの

※ログイン方法は、別添「オンライン申請画面(参考)」を参照すること。

4月30日(火)(韓国時間18時)までに以下をオンライン申請すること。

- ①オンライン申請フォーム(英語またはハングル語で作成すること)
- ②リサーチ・プロポーザル(英語またはハングル語で作成すること)
- ③英文成績証明書
 - ・修士課程在籍者：学部および修士の成績証明書
 - ・博士課程在籍者：学部、修士および博士の成績証明書

※オンライン申請時にアップロードが必要な書類となるため、スキャンしたデータを保存しておくこと。
- ④略歴書(任意の様式に学歴・職歴・過去に受給した奨学金・論文・出版物等を記載)
- ⑤推薦書(英語またはハングル語で作成すること)
 - 指導教員からの推薦書：1部
 - 関連専攻教授からの推薦書：1部
 - 韓国語能力評価者からの推薦書：1部

※申請者がオンライン申請書を提出すると、財団オンライン申請システムで自動的に申請者が指定した推薦者に推薦書の作成を要求するE-mailが発送される。そのため、申請者は必ず申請書を提出する前に推薦者に推薦書を依頼しておくこと。

※2018年度からの継続申請者は指導教員からの推薦書1部だけを提出する。

財団オンライン申請時に3名の推薦者を記入する欄があるので、指導教員のメールアドレスの他の2つの欄には、dikang@kf.or.krと記入すること。

(2) 所属部局の担当係を通じて本部国際支援課へ提出するもの

所属部局の締め切り日までに以下を提出すること。

①申請書 <東京大学様式>

②申請理由書 <東京大学様式>

③誓約書 <東京大学様式>

※①～③は、日本語で作成し、所属研究科の担当係に提出すること。

④英文成績証明書

・修士課程在籍者：学部および修士の成績証明書 各1部

・博士課程在籍者：学部、修士および博士の成績証明書 各1部

⑤韓国語能力に関する試験成績証明書の写し

※ 総合文化研究科における締切・提出先は以下のとおり

【締切】平成31年4月25日（木）16：50

【提出先】総合文化大学院係（アドミニストレーション棟1階5番窓口）

6. スケジュール

学内審査及び財団における審査を経て、6月上旬頃（予定）に奨学生としての採否決定を通知し、奨学金を支給（2019年4月～2020年3月の1年分）する。

7. 問い合わせ先

所属研究科担当係または本部教育・学生支援部国際支援課

(int.sch.out.adm@gs.mail.u-tokyo.ac.jp)